

令和 7 年 6 月 1 2 日
水産局 漁業資源課

令和 7 管理年度における くろまぐろ（小型魚）の採捕停止命令の解除について

令和 7 管理年度の銚子・九十九里地区漁船漁業等におけるくろまぐろ（小型魚）については、漁業法第 33 条の規定により、4 月 25 日付けで令和 7 年 9 月末までの採捕の停止を命令したところです。

今般、前管理年度からの繰越により知事管理漁獲可能量に変更があり、当該地区の配分量が増えるため、採捕停止命令が解除となる予定です。解除後、6 月末までは勧告に基づき目的操業の自粛が必要となりますが、7 月からは操業が可能となります。

1 銚子・九十九里地区における採捕停止命令

令和 7 年 4 月 8 日現在で漁獲量が 6.69 トンとなり、令和 7 管理年度の 4 月から 6 月までの漁獲可能量 5.5 トン及び 7 月から 9 月までの 0.5 トンを超えたことから、採捕の停止を命令しました。

2 銚子・九十九里地区における採捕停止命令の解除

令和 6 管理年度の繰越による追加配分により、消化率が 95% を下回ることから、採捕停止命令を解除することになります。

	配分量（1期：R7.4～6）	漁獲量	消化率
現状	5.5 トン	6.69 トン	121%
追加配分後	7.1 トン	6.69 トン	94%

3 銚子・九十九里地区における今後の管理

くろまぐろ（小型魚）については、令和 7 管理年度の 4 月から 6 月までの消化率が 90% を超えていることから、採捕停止命令解除後も、6 月末までは引き続き目的操業の自粛等が必要となりますが、7 月からは操業が可能となります。

	4 月	5 月	6 月	7～9 月	10 月以降
現状	採捕停止命令				操業可
採捕停止命令解除後	採捕停止命令			勧告 (目的操業自粛)	操業可